

## 三重海区漁業調整委員会の委員選出に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第139条の規定に基づき、三重海区漁業調整委員会の委員（以下「委員」という。）の選出の手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

### (委員の募集定数)

第2条 委員の定数及びその内訳は次のとおりとする。

- (1) 委員の定数は、15名とする。
- (2) この内訳は、次のとおりとする。
  - ・漁業者又は漁業従事者…9名
  - ・資源管理または漁業経営に関する学識経験を有する者…4名
  - ・海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者…2名

### (推薦を受ける者及び募集に応募する者の資格)

第3条 委員として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、漁業に関する見識を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができ、委員任命予定日において次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法第138条第4項第1号から第3号に規定する者
- (2) 法第140条に規定する者
- (3) 三重県暴力団排除条例（平成22年10月22日三重県条例第48号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者並びにその関係者
- (4) 海区漁業調整委員会の委員に任命され、2期以上務めた者

### (推薦及び募集)

第4条 委員候補者は、次の方法により求めるものとする。

- (1) 法人又は団体による推薦
- (2) 個人による推薦
- (3) 個人からの応募

### (推薦手続)

第5条 前条第1項第1号に規定する法人又は団体等からの推薦に当たっては、その代表者が委員推薦書（様式第1号）を知事に提出するものとし、同項第2号に規定する個人からの推薦にあたっては、その代表者が委員推薦書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

### (募集手続)

第6条 第4条第1項第3号に規定する応募をしようとする者は、委員申込書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

(推薦及び募集の周知)

第7条 知事は委員の推薦・募集にあたっては、次の方法により周知に努めるものとする。

(1) 三重県ウェブサイトへの掲載

(2) その他知事が必要と認める方法

2 推薦及び募集の期間はおおむね1か月間、少なくとも24日以上とする。

3 前項の規定に関わらず、知事が必要と認めるときは、推薦・募集の期間を延長することができるものとする。

(推薦を受けた者及び応募した者の公表)

第8条 知事は、第5条及び第6条の規定に基づいて推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報について、これを整理し、三重県ウェブサイトに推薦及び募集の期間の中間並びに当該期間終了後遅滞なく公表するものとする。

2 前項の公表する事項は、次のとおりとする。

(1) 応募・推薦の際に提出された書類に記載された事項。ただし、推薦する個人の住所及び本籍地、推薦を受ける又は応募する者の住所及び本籍地並びに資格を除く。

(2) 推薦を受けた者の数及びそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

(3) 応募した者の数及びそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

(委員の候補者の審査)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、第5条及び第6条の規定に基づいて推薦を受けた者及び募集に応募した者に関し、三重海区漁業調整委員会委員の選出検討会議（以下「選出会議」という。）に、候補者の評価と選出を求めるものとする。

2 前項の規定による選出会議において評価基準を事前に定め、公表するものとする。

(委員の候補者の審査)

第10条 知事は、推薦及び募集の結果並びに選出会議の選出を受け、委員の候補者のうちから委員として適当であると認められる者を、県議会の同意を得て任命するものとする。

(委員の補充)

第11条 知事は、罷免、失職又は辞任により委員に欠員が生じた場合は、この要綱の定める手続きに基づき、委員の補充に努めなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年8月7日から施行する。